

この手引きを利用する方へ

(1) この手引きは、基本的に在宅で生活する身体障がい者・知的障がい者を対象として作成しています。

(2) 障がい者は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に区別されます。さらに、身体障がい者については、法律上18歳以上を「身体障がい者」といい、18歳未満を「身体障がい児」として区分をしています。また、知的障がい者については、18歳以上を「知的障がい者」、18歳未満を「知的障がい児」としています。

この手引きでは基本的にこのような区分をせず、各項目の対象者は、特に記載のある場合を除き、次のような区分で表示しています。

- すべての身体障がい者と身体障がい児、知的障がい者と知的障がい児を対象にしている場合は、「障がい者」と記載しています。
- すべての身体障がい者と身体障がい児を対象にしている場合は、「身体障がい者」と記載しています。
- すべての知的障がい者と知的障がい児を対象にしている場合は、「知的障がい者」と記載しています。
- 18歳以上の身体障がい者と知的障がい者を対象としている場合は、「18歳以上の障がい者」と記載しています。
- 18歳以上の身体障がい者又は18歳以上の知的障がい者だけを対象としている場合は、「18歳以上の身体障がい者」又は「18歳以上の知的障がい者」と記載しています。
- 18歳未満の身体障がい児又は18歳未満の知的障がい児だけを対象としている場合には、「身体障がい児」又は「知的障がい児」と記載しています。また、「重度」は1級又は2級の身体障がい者及び療育手帳のA判定の知的障がい者、「中度」は3級又は4級の身体障がい者及び療育手帳のB1判定の知的障がい者、「軽度」は5級又は6級の身体障がい者及び療育手帳のB2判定の知的障がい者を表しています。

(3) 介護保険の対象となる方は、この手引きに記載されている障がい者施策のうち介護保険と共通するサービスについては、介護保険のサービスを利用することになります。詳しくは、51ページ（介護保険と障がい者福祉施策）をご覧ください。